

印鑑登録 代理人申請に必要な書類

※必ず2回以上来庁していただく必要があります。

<来庁1回目>

①登録される方が窓口に来ることができない証明

来庁できない理由	必要な証明
仕事のため	勤務証明書
入院・施設入所	入院・出張証明書
長期出張	
学生（遠方に下宿等しているため、帰省できない）	・在学証明書（1ヶ月以内、原本） ・居所のわかる書類 （賃貸契約書、公共料金領収書、消印のある郵便物等）

様式をお渡しします

②代理人選任届（委任状）

③登録する印鑑

大量生産のもの、欠けている等変形しているもの、同じ世帯員が登録しているものと同一の印影のものは登録できません

④代理人の本人確認書類、印鑑



1回目の申請後、登録される方へ照会書を郵送します ※1

<来庁2回目> 照会書に記入している期日までに手続きをお願いいたします

（申請日より30日以内）

①照会書（うぐいす色の封筒でお送りしたもの）

（必ず開封し、登録するご本人様が記入してください）

※ご本人様が記入できない場合、窓口に見える代理人以外の方に代筆をお願いいたします。

（代筆者の氏名も記入してください）

②登録する印鑑

③登録される方の本人確認書類

④代理人の本人確認書類、印鑑

【本人確認書類】

1点でよいもの・・・運転免許証、マイナンバーカード、身体障害者手帳、パスポートなど 2点いるもの・・・保険証、年金手帳、介護保険証など
--

※1 照会書の送付先（転送不要で送ります）

長期出張、入院・入所、学生の場合は居所に送付します。

居所を証明するもの（賃貸契約書、公共料金領収書、郵便物等）をお持ちください。

出張の場合の居所先は出張証明書に記入していただきます。

※ 登録証再発行の場合は手数料400円が必要です